

兵庫県公報

令和2年3月27日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則（農林経済課）	1

公布された法令のあらまし

● 農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則（規則第10号）

県内全域をその区域として設立される兵庫県農業共済組合において農業共済事業が実施されることに伴い、知事が行う農業保険法に基づく検査の対象者、場所等について所要の整備を行うこととした。

規 則

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第10号

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

農業共済組合等検査規則（昭和35年兵庫県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び共済事業を行う市町（以下）を「若しくは同法第102条第1項の認可を受けた市町（以下「共済事業を行う市町」という。）又は同法第208条に規定する受託者（第7条第1項第3号及び第9条第1項第3号において「受託者」という。）（以下これらを）」に改め、「検査」の右に「（以下「検査」という。）」を加える。

第3条中「、原則として」を削り、「主たる事務所」を「事務所、倉庫、事業場その他の組合等の業務に関係のある場所」に、「行なう」を「行う」に改める。

第5条中「行なう」を「行う」に改める。

第7条第1項中「農業共済組合にあっては理事が、共済事業を行う市町にあっては市町長」を「次の各号に掲げる組合等の区分に応じ当該各号に定める者」に改め、「それぞれ」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 農業共済組合 理事
- (2) 共済事業を行う市町 市町長
- (3) 受託者 役員（監事その他当該受託者の業務を監査する者（第9条第1項第3号において「監事等」という。）を除く。同号において同じ。）

第8条中「一に」を「いずれかに」に、「ときは」を「場合には」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第1号中「第7条第1項」を「前条第1項」に、「立ち合わせる」を「立ちあわせる」に、「とき。」を「場合」に改め、同条第2号中「急速に」を「直ちに」に、「とき。」を「場合」に改め、同条第3号中「がはなはだしく不備で」を「に著しい不備が」に、「とき。」を「場合」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に、「とき。」を「場合」に改める。

第9条第1項中「農業共済組合にあっては理事及び監事に、共済事業を行う市町にあっては市町長」を「次の各号に掲げる組合等の区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 農業共済組合 理事及び監事
- (2) 共済事業を行う市町 市町長及び監査委員
- (3) 受託者 役員及び監事等

第10条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

本則に次の1条を加える。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。